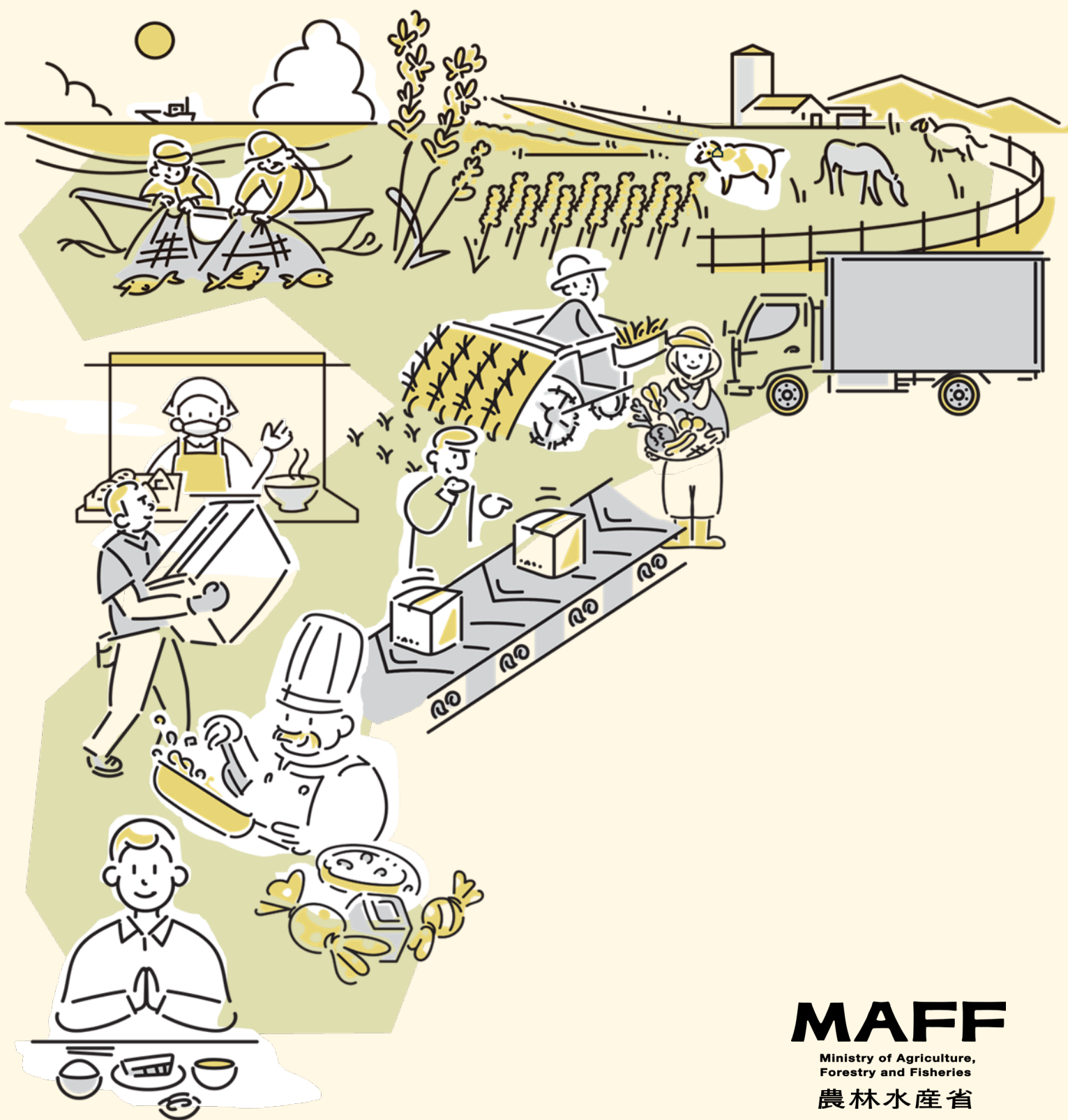


食料システム法

努力義務・判断基準ガイドブック



MAFF

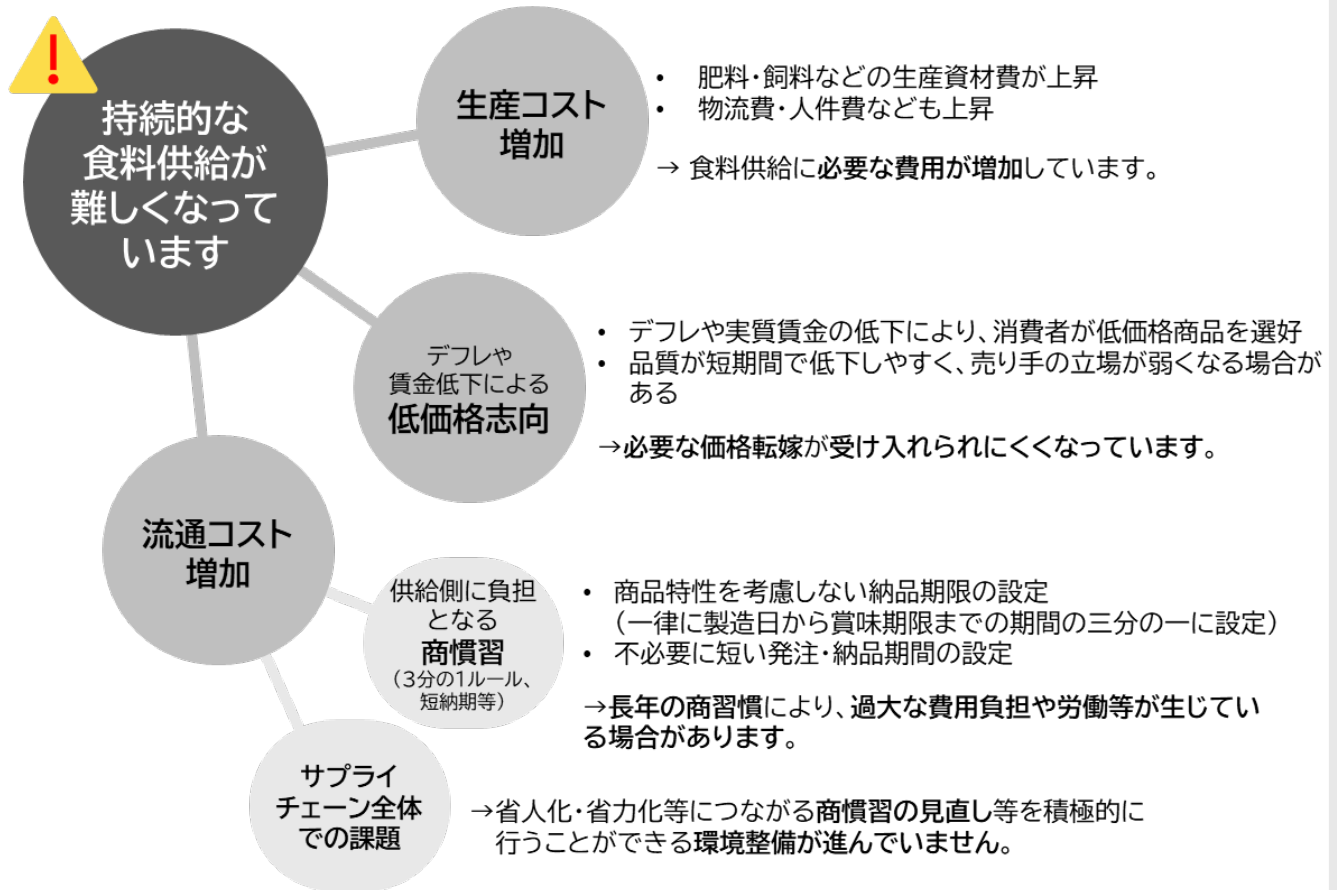
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

食料の安定供給を将来にわたって維持するために皆さんに知っておいてほしいこと。

はじめに

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。しかし近年、食料をめぐる状況が変化し、さまざまな課題が生じています。



こうした課題を解決し、食料の安定供給を将来にわたって維持するために、取引の適正化を進める仕組みとして、令和8年4月から「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」といいます。）」がスタートしました。

飲食物品等の製造・加工・流通・販売事業者や農林漁業者は、持続的な食料供給に向けた取引の適正化を進めるため、努力義務を果たす必要があります。

→このガイドブックでは、誠実な協議や商慣習の見直し等が、実際に“どう求められるのか”を解説しています。



目次

法律の概要

- ・食料システム法の概要
- ・食品等の取引の適正化のための措置の要点
- ・その他の改正概要

P2

法律の概要

努力義務

- ・努力義務の適用対象
- ・努力義務の適用条件

P4

努力義務

判断基準

- ・努力義務に対する判断基準
- ・努力義務違反となりうる事例

P8

判断基準

事案処理手続

- ・事案処理手続
- ・事案処理手続の流れ
- ・指導・助言、勧告・公表等の実施

P16

事案処理手続

法律等の条文

- ・食料システム法
- ・施行規則
- ・基本方針
- ・行政指導指針

P20

法律等の条文

食料システム法の概要

「食料システム法」では、以下の2点に関する措置を定めています。

- ① 食品等の持続的な供給を実現するための事業活動の促進のための措置
- ② 食品等の取引の適正化のための措置
(本ガイドブックでは②の食品等の取引の適正化のための措置について説明します。)

✓ その他の改正概要等については、下記の農林水産省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



食品等の取引の適正化のための措置の要点

事業者の努力義務

食料全般の取引を対象に

以下の2つの**努力義務**が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の必要な検討・協力

取引当事者間で①②の**努力義務**を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進します

✓ ①②の努力義務の実施状況を判断するため、事業者の行動規範(判断基準)を定めています。
(詳細は6ページ以降)

取り組みが不十分な場合の措置

努力義務に関する取組が不十分である場合、
必要に応じて、**指導・助言**または**勧告・公表**の措置をとります。

✓ 努力義務の実施状況について、[**情報受付窓口の設置**][**食品等取引実態調査**]により、
情報収集・状況把握を行います。

コスト指標の作成・活用

通常取引では費用が認識しにくい飲食料品等として、農林水産大臣が指定した品目(指定品目)を対象に、認定を受けた団体(コスト指標作成等団体)が、生産、製造、加工、流通又は販売など食料供給の各段階に要する費用を示す「コスト指標」を作成・公表します。

✓ コスト指標は事業者間の取引条件の協議において活用していただくことが可能です。

農林水産大臣

- 農林水産省令で指定飲食料品等を指定
- コスト指標作成等団体を認定

コスト指標作成等団体

- 関係者によるコスト指標の作成・公表
- 消費者への情報提供

✓ 令和8年4月1日施行の農林水産省令では、以下の5品目が指定飲食料品等として指定されています。



米穀



野菜



豆腐



納豆



飲用牛乳
(成分調整牛乳を除く。)

✓ コスト指標作成等団体については、下記の農林水産省ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/ninteidantai.html>



これからは、将来にわたって飲食料品の持続的な供給を実現するためには、誠実な協議や必要な検討・協力を積極的に行うことが求められるのはわかったけど、

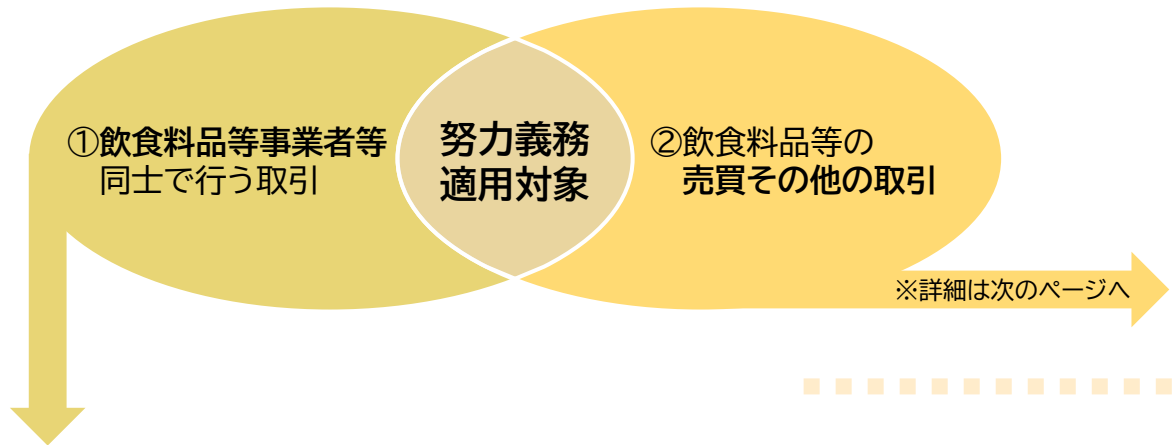
具体的に、誰が対象で
どんな時に「努力義務」が発生するの？

→次のページへ



努力義務の適用対象

食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断されます。
適用対象となる取引は、①飲食料品等事業者等同士で行う、②飲食料品等の売買その他の取引です。



①飲食料品等事業者等とは

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者

を合わせた総称です。

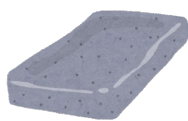
✓ 生産、製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利の目的を持っているかどうかは問わず、外形的に生産、製造、加工、流通又は販売を反復継続して行う者が該当します。

【飲食料品等の定義】

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいいます。
（食料システム法第2条第10項）

①飲食料品 （主にそのまま又は調理して食べるもの）

例）



こんにゃく



牛乳



野菜、肉、魚など

- ・調味料
- ・食品添加物

②飲食料品の原料又は材料として 使用されるもの（農林水産物由来のみ）

例）



こんにゃく芋
（こんにゃく粉）



茶葉



生乳

②対象となる取引について

食料システム法では、**飲食料品等の売買その他の取引**に対し、努力義務が課されます。

「**飲食料品等の売買その他の取引**」とは、当事者の一方が飲食料品等に係る所有権を相手方に移転し、相手方がその代価を支払うことを約束する**売買契約**のほか、**飲食料品等そのものについて当事者間で取引条件の協議を行う取引**又は**飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案が想定される取引**が該当します。

売買その他の取引の例

矢印の箇所に努力義務が課されます。

※あくまで一例ですので、以下に該当しないからといって努力義務の対象にならないとは限りません。

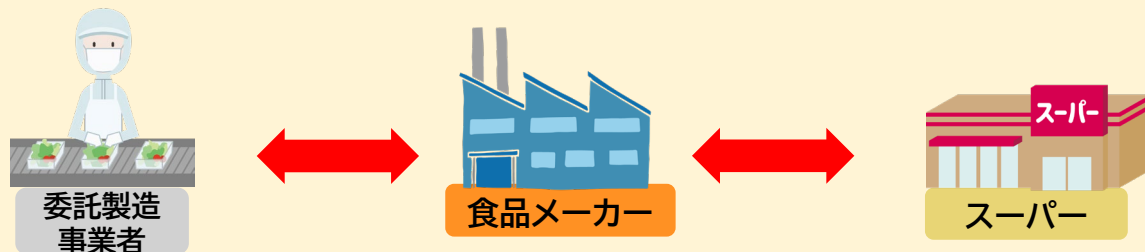
○飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う場合



○委託販売(飲食料品等の所有権を保持したまま他者に販売業務を代行してもらうこと)



○製造委託(他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造(加工を含む。)を委託すること)



- ✓ 競り取引・入札取引は一般的に売買の一種ですが、当事者間で取引条件の協議を行うことが想定されないため、取引条件に係る誠実協議の努力義務に対する措置の対象となり得ません。
- ✓ あらかじめ設定されている取引条件に対して、自由な意思に基づきその取引形態を利用する場合には、一般的に、当該取引条件に合意しているものと考えられます。

努力義務の適用条件

努力義務適用対象の取引において次の2つの努力義務が課されます。

① 価格・費用に関する協議の申出があったとき（誠実協議）

飲食料品等事業者等は、供給に要する費用を自ら把握するように努めることが重要です。
その上で、

持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出があった場合、取引の相手方には、誠実に協議に応じることが求められます。

- ✓ 提示された取引条件を必ず受け入れなければならないというわけではありません。
しかし、誠実に協議に応じない行為は、努力義務違反となるおそれがあります。
(詳しくは8ページ以降をご確認ください)

持続的な供給に必要な費用を説明した上で、協議を依頼する

原材料費が上がったので、価格見直しの協議をしたい

物流費の増加を取引価格に反映させたい

依頼に対し、誠実に協議に応じる

では、取引価格について、一度見直してみましょう



取引条件に係る「誠実協議」のイメージ

- ✓ 考慮を求める事由を示して協議の申出を行っている場合に努力義務の対象になるため、協議の申出を行ったことが記録に残るよう、書面で行うことが有効です。

②商慣習の見直しなど、持続的供給に関する提案があったとき（検討・協力）

商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力をすることが求められます。

- ✓ ①の努力義務と同様に、提案を必ず受け入れなければならないというわけではありません。しかし、対応可能なことに対して検討・協力することが必要です。
（詳しくは13ページ以降をご確認ください）

持続的な供給に資する取組の提案を行う

生産ラインの調整が難しく、無理な稼働や追加コストが発生しているので、発注から納品までの期間を見直したい

提案に対し、検討・協力する

見直しを行い、
必要な改善策を考えましょう

可能な範囲で、納品期限の緩和に協力します



商慣習等に係る「検討・協力」のイメージ

持続的な供給に資する取組とは、飲食料品等の発注から納品までの期間を十分に確保することや、商品特性を考慮せず設定された「3分の1ルール※」の改善といった商慣習の見直し等のことを指します。

※製造日から賞味期限までの期間の「3分の1」以内で納品を求める慣行

- ✓ 持続的な供給に資する取組の提案を行っている場合に努力義務の対象になるため、提案を行ったことが記録に残るよう、書面で行うことが有効です。

意図せず努力義務違反をしないためにも、
どんな基準で判断されるのか確認しておこう…
→次のページへ



努力義務に対する判断基準

努力義務に対する行動規範(判断基準)については、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則」(平成3年農林水産省令第38号。以下「施行規則」といいます。)に定められています。

- ✓ 考慮を求める事由※を一切示すことなく、希望する取引条件を一方的に提示された場合は、誠実に協議に応じなかったとしても、努力義務違反には当たりません。

※考慮を求める事由とは、1次産品の生産、食品の製造、流通及び販売の各段階にかかる費用や、その他取引条件について、従前のままでは飲食料品等の持続的な供給に影響が出る可能性がある場合における、取引条件の決定に当たり考慮を要する事柄・背景事情(例えば、人件費や燃料費等のコストが上昇していること等)などをいいます。

①取引条件に係る誠実協議に対する判断基準

「**取引条件に係る誠実協議**」を定めた努力義務に対する判断基準については、施行規則第25条第1号で以下の事項が定められています。

1 協議の速やかな開始 (施行規則第25条第1号イ関係)

取引条件に係る協議を求められたときには速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。

2 資料の尊重 (施行規則第25条第1号ロ関係)

取引条件の根拠として、公的統計、コスト指標、行政機関が実施した調査結果など客観的で公表された資料に基づく説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

3 一方的な決定の禁止 (施行規則第25条第1号ハ関係)

当該飲食料品等の取引価格やその他の**取引条件**を一方的に決定しないこと。

- ✓ 取引条件とは、協議の申出者が示す持続的な供給に要する費用や考慮を求める事由を基にした希望する取引価格、取引数量、納品期日、納品頻度等及びそれらの変更時期などのことをいいます。

②商慣習の見直し等の検討・協力に対する判断基準

「**商慣習の見直し等の検討・協力**」を定めた努力義務に対する判断基準については、施行規則第25条第2号で以下の事項が定められています。

1 持続的な供給に資する 取組の提案の速やかな 検討・協力 (施行規則第25条第2号関係)

取引の相手方から、取り扱う飲食料品等の**持続的な供給に資する取組の提案**※(次ページを確認)がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと。

③ 2つの努力義務（①②）に共通する判断基準

2つの努力義務に共通する判断基準については、施行規則第25条第3号で以下の事項が定められています。

1

協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止
(施行規則第25条第3号イ関係)

協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。

2

協議の申出等の検討結果の説明
(施行規則第25条第3号ロ関係)

協議の申出等があった場合、その検討結果と理由、その他必要な情報を相手に説明すること。

※「持続的な供給に資する取組の提案」とは

「持続的な供給に資する取組の提案」とは、以下の具体例をはじめ、飲食料品等の安定した生産・製造・加工・流通・販売を続けるために必要な改善提案を指します。

例)

- 納品に関する見直し等の提案

発注から納品までの期間の確保、商品特性を考慮せずに設定された3分の1ルールなどの納品期限の緩和、納品頻度や発注ロットの見直し、日付逆転品・日付混合品の納品の容認、欠品時のペナルティの見直し、需要に見合わない価格での販売委託の見直し等

- 物流効率化・標準化に関する提案

政府又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する標準仕様パレットの利用、配送・在庫情報のデジタル化・標準化等

具体的な事例を見てみよう！

→次のページへ



努力義務違反となりうる事例

ここでは努力義務違反となりうる事例の一例を記載しています。この事例に該当しないからといって、努力義務違反にならないとは限りません。

①-1 協議の速やかな開始

事例① コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、**繁忙であることのみを理由に取り合わなかった。**

✓ 取引の相手方から示された期限(社会通念上相当と認められるものに限る。仮に期限が示されなかった場合であっても、1箇月を経過してもなお協議が開始されない場合、一般的には速やかに協議に応じたとは言い難いです。)までに、協議を開始することが必要です。

✓ 繁忙期でどうしても対応ができないなどの場合には、期限を延長する合理的な理由※を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得るようにしてください。

※ 合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた業者以外の取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断します。

価格を
引き上げたい

今、忙しいので協議なんて
している暇はないです。
取引価格はこれまで通りに
させていただきますね。

今…という理由で忙しくて。
〇日まで待ってもらえませ
んか？



事例② **協議を半年ごとに行うとの要請があったにもかかわらず、前回の協議から半年経過した後に合理的な理由なく協議の申出に応じなかった。**

✓ 定期的に協議したいという要請があった場合に、必ずしも取引相手が希望した頻度で協議を行う必要があるわけではありませんが、合理的な理由もなく次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となるおそれがあります。

✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の時期や定期協議の頻度を提示し、合意を得ることが望ましいです。

時期になった
ので、定期協
議を行いたい

半年前にもやったじゃない
ですか。
要請はあったけど、付き
合ってられません。



①-2 資料の尊重

事例① 公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることの説明がされたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳が記載されたデータを提出しなければ取引価格の値上げに係る根拠として取り扱わないと伝えた。

価格を引き上げたい
(公的統計で根拠を説明)

もっと細かいデータを出してくれないなら、値上げの根拠としては取扱いません。

細かい部分はまだ確認・調査が必要ですが、頂いた説明を根拠として、販売価格の変更を検討しましょう。



事例② 個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。

価格を引き上げたい
(公的統計で根拠を説明)

公的統計を見せられても…あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？合理的な根拠があるものとしては扱えません。

いただいた統計の内容と当社の取引実態を照らし合わせながら、今回の価格改定がどの程度妥当性を持つのか、協議させていただければと思います。



✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重する必要があります。

✓ 必要な限度において追加の情報を求めることは違反には当たりませんが、容易に算出することが困難なデータや提示のために過大な調査を要するデータ、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳に関する資料等の提出を求めるなど社会通念に照らして過度な負担を強いることは、協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながりかねない行為であり、努力義務違反となるおそれがあります。

①-3 一方的な決定の禁止

事例① 原材料価格の高騰を受けて値上げに係る協議の申出を受けたが、**一方的に取引価格を据え置いた。**

✓「一方的に決定する」とは、協議の申出者の意向を無視して自身の都合のみによって取引条件を決定することです。

協議の申出があったけど、販売価格を上げたくないの
で、今までどおりの金額で
据え置こう。



事例② 取引条件の協議において、取引の相手方が**補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。**

補助金これだけ受け取って
るんでしょ？
だったらその分安くしたこ
の価格で取引しますね。



事例③ 委託販売の際に、受託者側から、**市況に応じた販売価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に上記販売価格を押し付けた。**

需要が弱まっ
ているため、
価格調整をし
たいです。

需要がどうかそんなのい
いから！
この値段で必ず売り切って
くださいね。



- ✓「決定」には、取引条件を変えることのほか、**変えないこと(据え置くこと)**も含まれます。
- ✓協議の申出者が提示した価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果であれば**、一方的とは言えないため**努力義務違反には当たりません。**

②-1 持続的な供給に資する取組の提案の速やかな検討及び協力

事例① 3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることのみを理由として、何ら検討することなく取り合わなかった。

3分の1ルールを見直してほしい

×
他も同じルールで納品しているんだから文句言わずに対応してください。

○
3分の1ルールを適用しなければならない客観的根拠もないので、新しい納品期限を検討しましょう。



事例② 加工食品の発注から納品までの期間を延長することについて提案を受けたが、「検討結果は連絡します。」と回答したものの、数箇月が経過してもなお何ら連絡をすることなく従前どおり発注を行っている。

- ✓ 持続的な供給に資する取組の提案に当たって取引の相手方から示された期限までに、検討を行い、その結果を説明することが必要です。
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、期限を延長することの合理的な理由※を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得るようにしてください。

※ 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断します。

×
提案されてから何か月も経ってるけど、連絡するのも面倒だし、今までどおりの納品期限で納品させよう！



事例③ 納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、数箇月が経過してもなお実行に移さずに従前どおり発注を行っている。

- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なものについては、双方が合意した期限内又は相当な期間内に取引の相手方から受けた提案の内容に沿って行動することが必要です。

×
納品頻度を減らすことで合意したけど、今までどおり発注しちゃおう！



③-1 協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止

事例① 今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、そのことのみをもって取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。

- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をした事実のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方の利益を不当に害する行為をしないことです。
- ✓ 例えば、取引条件の協議の結果を踏まえ、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした合理的な範囲内での取引数量の削減等については、努力義務違反には当たりません。

取引価格について協議したいです。

取引価格に口挟むんだったら、もうこれ以上おたくと
なんか取引しないですよ？



③-2 協議の申出等の検討結果の説明

事例① 取引価格を引き上げたい旨根拠を示して協議の申出があったが、「社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、受け入れ不可。」との結論のみ回答し、その理由等について何ら説明しなかった。

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけではなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要です。
- ✓ 加えて、協議の申出等をした取引の相手方において当該検討結果等についての対応を検討するために必要な情報を提供することも必要です。例えば、受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すこと等がこれに該当します。

検討するのも面倒だから、「受け入れられません」とだけ回答しておこう。



今…という理由で…なので、今回の協議内容は受け入れられませんが、代わりに…という案でいかがでしょうか。ご意見お待ちしております。



「コストや相手の事情を無視した取引をやめて、誠実に話し合って、持続可能なやり方に変えていこう」

ということが行動規範の本質なんだね。



取引当事者同士の認識の齟齬を解消して、トラブルを未然に防止するためには、

話し合った記録をお互いで作成して保管することが大切だね。

協議の申出をしやすい雰囲気を作るためには、

買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けるようにすると良さそうね！



そういえば、事例と全く同じではないけど、取引条件の交渉で困ったことがあったな。

でも、そもそも相手や自分の行為が努力義務違反に当たるのかも分からなくなってきた…

どこに相談すればいいんだろう…

→次のページへ



事案処理手続

農林水産省では、食料システム法に基づく措置の実効性を確保するため、令和7年10月からフードGメンを配置し、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査による情報収集を実施しています。

フードGメン

食料システム法を適正に執行し、食料システム法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、農林水産省本省と地方農政局等に専門の職員を配置しています。

- ✓ 食品等の取引に関する情報を収集し、努力義務違反に対して必要な措置を行います。
→必要な措置については18ページ

情報受付窓口

農林水産省ホームページに受付フォームを設置し、努力義務違反の事業者についての情報を常時受け付けています。

- ✓ 努力義務違反の疑いがある場合は、こちらにご連絡ください。

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>



食品等取引実態調査

価格交渉の実施状況、商慣習上の課題に関する協議状況等の取引実態について、アンケート調査やヒアリング調査により毎年把握します。

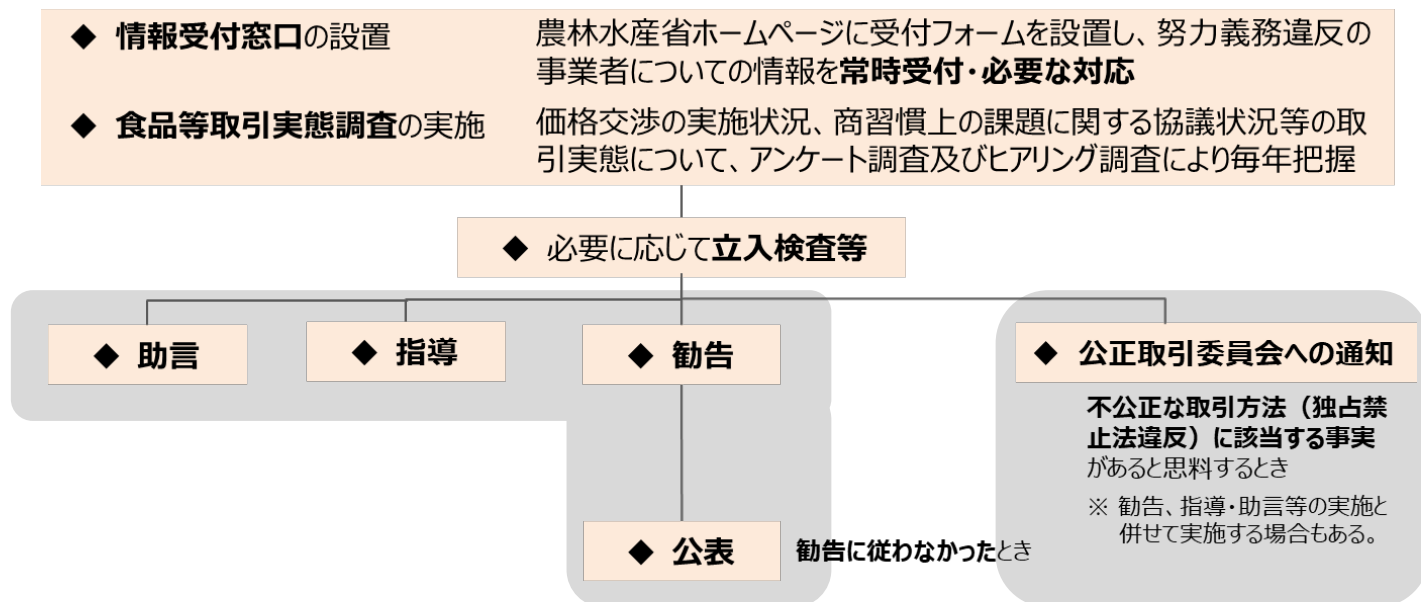
- ✓ 食品の取引の実態を把握することで、食品等の取引の適正化を図ります。

(参考:農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaichousa.html>



事案処理手続の流れ

情報受付窓口や取引実態調査で把握した情報について、努力義務違反が疑われる場合は、必要に応じて事業者へ助言・指導・勧告を行い、勧告に従わない場合は公表します。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の違反(不公正な取引方法)が疑われる場合は公正取引委員会に通知します。



適正な取引のための仕組みなんだね



指導・助言、勧告・公表等の実施

フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査によって得た情報等をもとに、判断基準に照らして努力義務に対する措置を適確に実施していない(以下「努力義務違反」といいます。)場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施します。

指導及び助言

飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施します。

1

助言

努力義務違反の疑いがあるにすぎない場合※には、判断基準を勘案して必要な助言を行います。

※時期、取引相手、取引の内容に関する情報が得られた場合などが該当します。

2

指導

以下のいずれかにより、努力義務違反があったと疑うに足る相当な理由がある場合には、判断基準を勘案して必要な指導を行います。

- ① 裏付けとなる資料等(売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等)を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足る相当な理由があるとき

勧告及び公表

1 勧告

飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときに実施します。これは、飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいいます。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反を行ったことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対し勧告を行うことが適当と認めるとき

立入検査・報告徴求

勧告を実施するにあたり、必要な限度において、立入検査や報告徴求を実施する場合があります。また、立入検査についてはあらかじめ通告することなく実施することもあります。なお、事前に得られた情報のみで勧告相当であると判断できた場合には、必ずしも立入検査や報告徴求を実施するわけではありません。

2 公表

勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行います。「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいいます。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反があったことを確認したとき

公表事項は以下のとおりです。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日(勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。)
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項(飲食料品等事業者等の秘密を除く。)

食料システム法

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第二条第五項に規定する食料システムをいう。第四条第一項第一号において同じ。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（前号に掲げるものを除く。）

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第一号に掲げるものを除く。）であって、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。

3 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

4～8 （略）

9 この法律において「取引の適正化」とは、取引が適正に行われるようにするために行う取引条件の改善その他の措置をいう。

10 この法律において「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料

として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう。

第三条～第三十二条 （略）

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

第一節 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第三十三条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義に関する事項

二 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等に係る措置に関する事項

四 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

五 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

3 この章において「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第四項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等取引実態調査等

(食品等取引実態調査)

第三十四条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

- 2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等取引実態調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であって食品等の取引の状況その他食品等の取引の現況に関するものを提供するよう努めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、食品等取引実態調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 4 関係行政機関及び食品等事業者、農林漁業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等取引実態調査に基づく措置)

第三十五条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 飲食料品等の取引の適正化に関する措置

第一款 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

(飲食料品等事業者等の努力義務)

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲

食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。

- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力を行うこと。

(飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、飲食料品等の品質、その生産、製造、加工、流通又は販売の各段階での取扱いの状況、その取引の実態その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項の改定をしようとするときは、公正取引委員会に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告及び検査)

第四十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、第三十六条各号に掲げる措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定飲食料品等の指定)

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び当該指定をする飲食料品等の飲食料品等事業者等が主たる構成員又は出資者となっている団体その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項の規定による指定を解除しようとするときについて準用する。

(認定指標作成等団体)

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等（以下「指定飲食料品等事業者等」という。）又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であって、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務（以下「指標作成等業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

- 2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 指標作成等業務の対象となる指定飲食料品等
 - 三 指標作成等業務の運営体制に関する事項
 - 四 指標作成等業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
 - 五 申請者を組織する指定飲食料品等事業者等又は団体に関する事項
- 3 申請書には、その申請に係る指標作成等業務に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を添付しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る申請者について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の規定による認定をするものとする。
 - 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
 - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
 - 三 業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 第一項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引におけるその持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
 - ロ 第一項第一号に規定する指標の作成に当たっては、同項の申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体（申請者を除く。）であって、当該指定飲食料品等ごとに生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること。
- 四 指標作成等業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、指標作成等業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

- 5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第四十三条～第五十一条 （略）

第四節 公正取引委員会への通知

第五十二条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

第五十三条～第五十八条 （略）

施行規則

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）（抄）

（食品等に含まれる農林水産物等）

第一条 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産省令で定める農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。

2 法第二条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、飲食料品の原料又は材料として使用されるものとする。

第二条～第二十四条 （略）

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条 法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。

一 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。

ロ 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

ハ 当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。

二 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。

三 飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この

項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。

ロ 取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 米穀
- 二 野菜
- 三 豆腐
- 四 納豆
- 五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

第二十七条・第二十八条 （略）

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

第三十条～第三十八条 （略）

基本方針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（以下「飲食料品等事業者等」という。）は、その

取引において、

- ① その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うことに努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要がある。

特に、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることなど、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等については、農林水産大臣がこれを指定するとともに、指定を受けた飲食料品等について持続的な供給に要する費用に関する指標を作成・公表する者を認定してその取組を推進することで、飲食料品等事業者等間の持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件の協議を促進する必要がある。

さらに、こうした取引の適正化に関する取組を浸透させていくには、食料システムの関係者、とりわけ消費者からの理解を得られることが重要であることから、国をはじめとする行政機関は、飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成に取り組む必要がある。

第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- 1 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本であるが、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、食料の供給に要する費用を取引価格に反映できる環境を整備する必要がある。こうした環境整備を進める上では、飲食料品等事業者等は、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めるとともに、当該費用が取引価格に反映できていないと思料する場合は、取引の相手方に対して取引条件に関する協議の申出をするといった具体の行動を起こすことが重要である。また、協議の申出を受けた者は、飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ず

る場合があることに鑑み、取引の相手方が協議を申し出ることや継続することを断念することがないように、速やかに対応すること、必要以上に詳細な費用の内訳の提出を求めるなど過度な負担を強いないこと、立場の強さを利用して一方的な取引価格の決定をしないことなどにより誠実に当該協議に応じる必要がある。

- 2 加えて、商慣習を理由に、取引の相手方に対して、正当な理由もなく、不利益を与え続けることは、食品廃棄だけではなく、廃棄がなければ発生しなかった費用等の負担を強いることとなり、持続的な食料供給に支障を来すおそれがある。さらに、人手不足が深刻化する中で、サプライチェーン全体の関係者の連携の下、食品産業における流通の効率化が図られなければ、同様の事態が生じるおそれがある。このため、飲食料品等事業者等は、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給を図るため、商慣習の見直し等が必要であると思料する場合は、取引の相手方に対してその見直しの提案を行うことが重要である。また、前述のとおり取引上の地位に格差がある中で、当該提案に誠実に向き合ってもらえずに取引の相手方が提案を断念することがないように、提案を受けた者は、速やかに取引の相手方との間で必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行に移すことが必要である。これらにより、双方が納得できる商慣習等に見直すことが重要である。

- 3 さらに、これらの協議の申出又は商慣習の見直し等の提案（以下「協議の申出等」という。）を受けた者は、協議の申出等のみを理由として、取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止などの不利益な取扱いを行わないことはもちろんのこと、協議の申出等をした者が納得して受け入れられるよう、検討結果及びその理由について具体的な説明を行うことが必要である。また、双方の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望まれる。なお、協議の申出等がしやすい環境の整備に当たっては、売り手からの協議の申出等だけではなく、買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けることが重要である。

- 4 こうした取組の実効性を確保するため、農林水産大臣は、協議の申出等を受けた者が第1の①及び②の努力義務を確実に果たすよう、判断基準に照らして、指導及び助言並びに勧告及び公表の措置を行う。

第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- 1 持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等として農林水産大臣が指定する指定飲食料品等については、取引条件の協議に当たり、参照すべき指標が作成され、当該指標を活用できることが重要である。

このため、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するよう、農林水産大臣は、当該費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表する者の認定を行う。また、当該認定を受けた認定指標作成等団体は、飲食料品等事業者等間の取引条件の協議を促進し、最終的な購入者である消費者の理解を得るため、食料システムの関係者に対して指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び当該指標に対する理解増進のための情報の提供を行うことが必要である。

なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。

- 2 指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標については、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で信頼できる指標であることが求められる。このため、当該指標の作成に当たっては、当該指標を作成する必要性について関係者の認識の共有が図られた上で、当該指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のうち、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することにより、生産から販売までのいずれかの段階に有利な指標とならないようにする必要がある。さらに、当該指標を作成する認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すことにより、当該団体の専門性と独立性を確保する必要がある。
- 3 加えて、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下の事項を満たす必要がある。

- ① 品目ごとの実情を踏まえ、産地、作型、収量、販売地等を設定した上で作成する。
- ② 品目ごとの実情を踏まえ、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階で要する費用を明らかにした上で、それらを積算したものを指標とする。その際、基準となる年の指標を原則として実数により作成した上で、各段階の費用のうち労働費や

輸送費等の費目ごとに、公的統計を利用して基準となる年から直近年又は直近月までの間の物価変動率等で補正すること等により、最新の指標とする。なお、当該指標は、生産から販売までに要する費用を積算したものであるため、利潤はその対象外である。

③ 指標の作成に当たっては、客観性が担保されるよう、公的統計や農林水産省が行う調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することとし、それらの資料のみでは不足する情報については、認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集する。

④ 指標の公表日からおおむね1年ごとに指標の改定を行う。なお、費用の急激な変化等、特段の事情が生じた場合には、随時改定することも可能とする。

⑤ 作成された指標は、品目ごとに収穫時期や取引が行われる時期等を考慮し、適切な公表時期を設定した上で、認定指標作成等団体に加え、指標の作成に参画する者のウェブサイトに掲載する等、食料システムの関係者が閲覧可能な形で公表する。

4 認定指標作成等団体は、指標の作成・公表に当たっては、品目ごとの実情を踏まえ、飲食料品等事業者等が取引条件の協議において地形条件や産地による違い等を考慮して指標を活用することができるよう、工夫することも望まれる。

5 また、認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。

第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

1 持続的な食料供給の実現を図るためには、飲食料品等の持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和をはじめとする飲食料品等の持続的な供給に資する商慣習の見直し等が重要であり、このためには食料システムの幅広い関係者の理解が必要不可欠となる。このため、農林水産大臣は、関係行政機関と連携して、広報活動その他の活

動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して関係者の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する協力を求めるよう努める。

2 また、食品等は最終的に消費者に購入されることが前提であるため、消費者の値頃感に基づいた価格決定により食品等の供給に要する費用を取引価格に反映できない事態や、定着している商慣習等が消費者の選択行動を背景として見直すことが困難な事態が続けば、持続的な食料供給の実現を図ることが困難となる。このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生の抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。

第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

1 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態を把握するため、食品等取引実態調査を実施するとともに、食品等の取引に係る不適正な事案の情報等を受け付ける情報受付窓口を設置する。これらの取組で得られた情報に基づき、第2の4に規定する措置を行うほか、個別の回答者や事業者が特定されないように配慮の上、当該調査の結果や当該措置の対象となった事例等を定期的に公表することにより、当該措置の対象となる行為を明らかにすることで飲食料品等の取引を行う者に対して法令遵守と注意喚起を促すとともに、飲食料品等の取引を行う者が様々な取組事例を把握することで、食品等の取引の適正化を図るために自らが取るべき行動を考えるきっかけを作る。

2 農林水産大臣は、1で把握した情報のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する「不公正な取引方法」に該当することが疑われる事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。また、食品等の取引の適正化を図るため、関係法令を所管する行政機関との情報の共有その他の必要な連携に努める。

行政指導指針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく指導及び助言並びに勧告及び公表の指針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条に基づく指導及び助言並びに法第39条に基づく勧告及び公表に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導指針は、次のとおりとする。

1 指導及び助言の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をする。

（1）助言の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるにすぎない場合

（2）指導の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① 裏付けとなる資料等（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

2 勧告及び公表の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

（1）勧告の指針

前記の勧告の要件について、「飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき」とは、飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適当と認めるとき

（2）公表の指針

前記の公表の要件について、「勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

また、公表事項は、次のとおりとする。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

3 指導及び助言並びに勧告及び公表を行わない場合

1 及び 2 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないことがある。

- ① 農林水産省に情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）から、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないよう要請があったとき
- ② 指導及び助言並びに勧告及び公表を行うことによって、情報提供者が容易に推測されることが想定されるとき
- ③ 指導及び助言並びに勧告を行った後、改善状況を確認中であるとき

また、2（1）の規定にかかわらず、農林水産省が調査等に着手する前に、飲食料品等事業者等から自発的な申出があった場合は、勧告及び公表を行わないことがある。

お問い合わせ先

本省窓口

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
食料システム連携推進室

TEL 03-6744-2278

地方農政局等窓口

担当部署	電話番号	担当する都道府県
北海道農政事務所 事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 食品企業課	022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 食品企業課	048-740-0151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 食品企業課	076-232-4149	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 食品企業課	052-746-6430	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 食品企業課	075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 食品企業課	086-222-1358	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 食品企業課	096-300-6368	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 食料産業課	098-866-1673	沖縄県

消費者理解醸成のための広報活動を行っております



売る人にも、買う人にも、育てる人にも。

フェアでいい値を、考える。



フェアプライス
プロジェクト

公式HP

